資料１

議案１　福井市地域生活交通活性化会議設置要綱の改正について

１．案件提出者　福井市都市戦略部交通政策室

２．目的・理由　会議運営の円滑化及び効率化を図るため、所要の改正を行うものである。

３．改正の内容

①会議における議決の方法を定める（第５条関係）

・ 会議開催は、委員の過半数の出席を必要とする。（併せて、代理出席者の取り扱いを明記。）
・ 議決方法は、原則、全会一致。意見が分かれたときは、出席委員の過半数で決定。

②協議済案件の軽微な変更・修正に関する取扱いを定める（第７条関係）

・ 会議で協議が調った事項のうち、下記に該当する軽微な変更、修正については会議開催を省略できるものとする（後日の会議に報告）。
（１）バス停名称の変更
（２）バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更
（３）ルートの変更を伴わないバス停の新設、位置変更等
（４）運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正

③その他

・ 委員の任期に関する規定を実際の運用に合せて修正（改正前：１年間⇒改正後：委嘱日の属する年度の末日）
・ 字句の修正

４．施行日

会議での承認日（平成２２年９月１０日）

５．添付資料

福井市地域生活交通活性化会議設置要綱（改正案）

福井市地域生活交通活性化会議設置要綱（改正案）

（設　置）

第１条　市の区域における公共交通を利用した生活交通の維持確保及び活性化を図るため、福井市地域生活交通活性化会議（以下「会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　会議は、前条の目的を達成するため、次の各号の事項について検討及び協議を行う。

（１）公共交通を利用した生活交通の維持確保及び活性化方策、その他生活交通のあり方一般に関すること

（２）公共交通を利用する際の利便性向上に関すること

（３）地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項

（４）その他生活交通に関すること

（構　成）

第３条　会議は次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員で構成する。

（１）福井市職員

（２）一般乗合旅客自動車運送事業者

（３）一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者

（４）社団法人福井県バス協会

（５）住民の代表

（６）中部運輸局福井運輸支局長又はその指名する者

（７）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

（８）道路管理者、福井県警察、学識経験者その他の会議が必要と認める者

２　委員の任期は、委嘱された日の属する年度の末日までとする。~~ただし、欠員を補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。~~

（座　長）

第４条　会議に座長を置く。

２　座長は、委員の互選により定めるものとする。

３　座長は会議を代表し、会務を掌理する。

（会　議）

第５条　会議は、必要に応じて座長が召集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

４　会議の議長は、座長が行う。

５　会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれた場合において、議長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

６　会議には、必要に応じ関係者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

７　会議は、原則として公開とする。

（検討会）

第６条　会議は、個別的、専門的な分野における検討を行うため、別途検討会を開催することができる。

２　検討会の構成員は、座長が検討内容に応じて指名する。

３　前条第６項の規定は、検討会について準用する。この場合において、同項中「会議」

とあるのは「検討会」と読み替えるものとする。

（協議済み事項の軽微な変更・修正）

第７条　会議において協議が調った事項について、次に掲げる軽微な変更・修正については、会議での協議を省略できるものとする。

（１）バス停名称の変更

（２）バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更

（３）ルートの変更を伴わないバス停の新設、位置変更等

（４）運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正

２　前項の規定により軽微な変更・修正を行ったときは、後日の会議に報告するものとする。

（庶　務）

第８条　会議の庶務は、福井市都市戦略部交通政策室において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成１９年８月２９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年　月　日から施行する。